

議案第 22 号

大網白里市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大網白里市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例

大網白里市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成 8 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項第 1 号オ中「第 10 条第 1 項の規定により、配偶者に保護命令が発せられている者」を「第 10 条第 1 項又は第 10 条の 2 の規定による命令が配偶者に発せられている者」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。